

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 法人の理念「隣人愛 ～すべての人々を大切に～」が明文化されている。それを踏まえて、5 つの基本方針が明文化され、具体的な指標として、「かがやき」の名を冠した 4 つの「職員の心得」が明記されている。理念等は年度当初に全職員に配布し、新人研修、申し送りや職員会議等で施設長から説明する等して、全職員に周知を図っている。保護者への周知については、パンフレットを配布し、保護者の状況に応じた説明を行っている。また、ホームページへの掲載を通して、広く広報に努めている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 児童福祉制度動向の把握については、施設長が全国乳児福祉協議会の役員であり、その活動を通じて情報収集に努めるとともに、地域の福祉ニーズについても、行政担当部局、子ども相談センター、地域の関係機関との連携を通して情報交流に努めている。また、乳児院を取り巻く経営環境を分析し、経営課題を明らかにしている。		

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>乳児院を取り巻く経営環境を分析し、具体的な経営課題（福祉動向変化への対応、人材確保・定着、職員教育、職場環境整備、新ビジョンへの対応、地域ニーズへの対応、安定した継続経営等）を明確化し、課題改善に向けた取組を行っている。また、業務の効率化や経費の節減等、効率的な施設運営に向けた取組を行っている。今後とも、施設のさらなる経営体質の強化に向けた取組みに期待したい。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>乳児院をめぐる制度変動や経営課題を踏まえた中・長期的計画を策定している。中・長期を睨んだビジョン（地域ニーズへの対応、一時保護の受け入れ、産前産後の母子支援事業の取組、フォスタリング機能の拡充等）を明確にしている。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画については、中・長期計画を踏まえ、各年度単位で予算を伴った施設全体の事業計画について、実施状況を総括で振り返り、策定している。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>計画の策定にあたっては、各部署会議、全体会議で職員参画のもとに振り返りを行うと共に評価・見直しを行い、次年度計画につなげている。事業計画は全職員に配布し、説明を通じて、共通理解している。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の要旨については、入所時や新年度に配布し、保護者の状況に合わせて説明をしている。ホームに来所できない保護者には、子ども相談センターを通じてやり取りしている。しかし</p>		

ながら、一方で多問題家族、接近困難な家族等への周知徹底は難しいと言わざるを得ない現状があると考える。

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各部署の会議の中で、支援内容を協議するとともに、振り返りや評価を行い、PDCAサイクルを回す中で、支援の質の向上につなげていく仕組みがある。今年度は、第三者評価を職員全員で実施し、課題を職員間で共有化して、検討している。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価・第三者評価は職員チームで実施して、各部署の会議を通して職員参画の下、課題を明確化し、改善に向けた組織的な取り組みを実施している。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は全国乳児福祉協議会の役職に就いており、長年の施設運営の経験の蓄積による知見を有し、自らの信条等を職員会議で表明するとともに、役割と責任を、職務分掌等で明示し、職員全員に理解を促している。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p>		

<p>法令遵守の観点での各種会議や各種研修会に積極的に参加し、遵守すべき法令について学びを深め、職員会議や研修を通して職員への周知を図る等、職員のコンプライアンス意識を高める取り組みを行っている。制度変動期にある現在、法令遵守の観点からの運営の再点検や、職員への法令基礎や遵守法令の理解促進に向けた取り組みが課題とされる。</p>		
<p>Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は施設運営を取り巻く環境の把握と改善に向けた取り組みについて、会議や申し送りなどで職員に周知するとともに、施設運営方針を明確にしている。また、養育・支援の課題や問題点を把握し、評価分析を行うとともに、現場に身を置き、職員に助言や指導を行う等、養育・支援の向上に向けてリーダーシップを発揮している。</p>		
13	<p>Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、運営上の課題を明確化し、職員会議等を通して改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。現在、ICT化の推進等、施設運営の効率化に取り組んでいるところであるが、制度変動期にあって、今後の施設経営を取り巻く環境変化を予測しにくい状況の中、職員の経営参画を促進し、経営体質の強化に向けた取り組みに期待したい。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、人材確保が困難な状況が続いている状況であるが、大学等への求人、仕事フェアへの参加、ホームページの活用等、あらゆるチャネルを通じて採用活動を行っており、計画的な外部研修への参加や園内研修の実施等、職員の教育研修に力を入れているとともに、OJTを活用した指導を行う等、人材の定着に努めている。</p>		
15	<p>Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>就業規則や給与規定等は作成されているが、客観的な人事考課基準の整備が十分ではない。現在、社会保険労務士に相談しながら、役職手当をつける等して、新たな基準を整備中とのことである。</p>		

る。今後とも、新たな人事管理システムの構築に向けた取り組みに期待したい。		
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>有給休暇や時間外労働について定期的に確認するとともに、個別面談やミーティングを通して就業状況を把握している。福祉の種別特性からも、有給休暇の積極的な取得への取り組み、子育て対策や家庭事情への配慮等、ワークライフバランスのとれた働きやすい勤務環境づくりに課題が残るところである。今後とも継続して、職員の働きやすい職場環境の整備に向けた取り組みに期待したい。</p>		
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中において、「人材育成と資質向上」を明記しており、目標設定、自己評価・他己評価、フィードバック面談、振り返りという一連のプロセスを活用し、職員個々の育成に向けた取り組みを行っている。</p>		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像について養育ハンドブックに明記があり、職員全員に周知が図られている。外部研修、コロナ禍におけるオンライン研修、OJT指導、スーパービジョン等、多彩な研修体制を整備し、計画的な研修を実施している。</p>		
19	Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>新人向けの職員研修、職員一人ひとりの業務に着目したOJT研修、職員の職位に着目した階層別研修、各種のテーマ別研修等を実施している。また、コロナ禍の中でも、オンライン研修で対応する等、職員の研修機会を拡充させている。</p>		
Ⅱ－２－（４） 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアルを整備し、養成校と連携しながら受け入れている。受け入れにあたっては、コロナ対策を行いつつ、実習オリエンテーション、カンファレンスや振り返りを行う等して</p>		

指導にあたっている。

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページで施設概要、サービスの内容、事業計画、事業報告、決算報告等、事業運営に係る情報を幅広く積極的に公開する等、運営の透明性の確保に努めている。また、広報誌を地域に配布する等して情報公開に努めている。</p>		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>公認会計士事務所による定期巡回指導を受け、事務、経理、取引等についてルール化しており、職員に監査や理事会・評議員会の報告を行うとともに、資料を事務所に置いて閲覧することができるようにしている。また、社会保険労務士事務所の指導を受ける等、適正な施設運営に努めている。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中の事業方針において、地域との交流や地域支援を明記し、例年、学園行事や地域行事に相互参加する等、地域交流を積極的に行っている。現在はコロナ禍であり、交流が制限されているが、幼稚園や児童センターとの交流を通じて、地域交流や地域支援に努めている。</p>		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルを整備し、積極的に受け入れをしている。コロナ禍にある中でも、できる範囲でボランティアの受け入れを行っている。</p>		

Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども相談センター、小・中学校、幼稚園、児童家庭支援センター、市担当課、警察、消防等、様々な機関と連携を行っている。また要保護児童対策地域協議会への参加を通して関係機関との連携を密にしている。</p>		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の拠点施設として、今年度はコロナ禍で困難であるが例年、学園行事や地域行事に相互参加する等して、地域ニーズの把握に努めている。また、地域に通信の配布や「ぴよぴよ広場」の開催を通じて地域の子育て相談に応じるとともに、地域の新たなニーズの掘り起こしや連携強化に努めている。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>産前産後母子支援コーディネーターが家庭訪問を行う等のアウトリーチ型地域支援や「ぴよぴよひろば」の開催を通じた子育て相談や地域交流を積極的に行っている。今後とも、子どもの拠点施設として地域のニーズを捉え、この分野での活動の拡充に向け、継続した取り組みに期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>基本方針に「子どもの権利擁護」が明記されており、子ども一人ひとりの個性を大切にした養育・支援を行っている。会議で乳児院倫理綱領を読み合わせ、養育の振り返りを通じて共通理解を深め、子どもの最善の利益を目指した子ども本位の養育・支援に努めている。</p>		

29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>養育ハンドブックにて、子どもの写真の取り扱い、掲示の仕方や子どもの記録を保管している。また、入浴、着替えやおむつ交換等の生活場面におけるプライバシー保護について会議で話し合う等、子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援内容・設備等が記載されたパンフレットを作成し、また、ホームページに掲載している。保護者に向けたイラスト入りの入所説明文書等の資料を用いて、保護者の状況により伝え方等に配慮しながら丁寧に説明したり、希望者には事前見学を実施する等、情報提供を行っている。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には、保護者が安心感を持てるよう丁寧に説明をしている。意思決定が困難な保護者については子ども相談センターと協議し、対応を決めている。面会が少ない保護者には、定期的に子どもの様子を伝える手紙等を送付している。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援について、措置変更や地域・家庭への移行等にあたり、移行先や地域の関係者と連携し、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。また退所後も子どもに不利益がないよう、支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの最善の利益を目指す観点から、グループ会議等で意見交換する等、子どもの満足度を把握する取組を行っている。また、子どもたちの声を十分に把握するため、日々の生活の中で意見を聞き取る等して、子どもが今以上に満足できるよう努めている。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c

<コメント> 意見箱を設置し、マニュアルを整備し、受付担当者、責任者、第三者委員を設置する等して苦情解決の仕組みを整備している。また、苦情解決体制を廊下に掲示し、周知に努めている。		
35	Ⅲ—１—（４）—② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠ ・b・c
<コメント> 保護者等に対しては、来訪時などの機会を捉えて面会や 外泊後に面談する時間を作り、信頼関係を深めるべく、子どもの様子やエピソードを伝えつつ、コミュニケーションに心がける等、意見や要望が出やすいよう工夫している。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠ ・b・c
<コメント> マニュアルを整備し、保護者からの相談や意見に対して、家庭支援専門相談員を中心に心理職員、基幹的職員、担当保育士等、様々な職種でチームを作り、組織的な対応ができています。		
Ⅲ—１—（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠ ・b・c
<コメント> 安全安心な乳幼児ケアのため、細かなリスクについても情報の共有を丁寧に確認し合っている。看護師を中心にしてインシデント・アクシデントやヒヤリハットの報告、集計を行い、毎月のグループ会議、看護師会議で検討し、改善策を職員間で共有する等、再発防止に努めている。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠ ・b・c
<コメント> 感染症対応マニュアルに加えてコロナウイルス感染症対策マニュアル整備し、看護セミナーに参加し、感染予防や発生時の対応に関する研修を受けている。マニュアルの読み合わせの学習と見直しをグループ会議で定期的に行っている。また、看護医療連携会議で話し合いを持つ等して、適切な対応に取り組んでいる。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠ ・b・c
<コメント> 防災対策についてマニュアルやBCP計画（事業継続計画）を作成して定期的に想定される災害に対応できるよう、避難訓練を実施するとともに、乳幼児向けの備蓄や発電機等を整備して災害に備え、子どもの安全確保のため、取り組んでいる。		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中で「人材育成と資質向上」が明記されており、個々のサービスの標準的な実施方法については、乳児院養育指針、養育ハンドブック、事業計画を全職員へ配布し、職員間で読み合わせする等して周知を図るとともに、支援の振り返りを行う等、支援の質の標準化に取り組んでいる。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法については、総括において、養育ハンドブックの振り返りを行い、各種会議を通して見直しや次年度課題について話し合いが行われている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>統一した手順と様式を用いてアセスメントを行い、それに基づいて把握された支援上の課題を明確にし、子ども相談センター、家庭支援専門相談員、心理職員等関係者も参加し、多職種間でケースカンファレンスを開いて自立支援計画を作成している。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的にモニタリングを実施し、6ヶ月毎に、または必要に応じて、自立支援計画の評価・見直しが行われている。ニーズ・オリエンテッドな観点から、子どもへの養育・支援に関わる課題が明確にされている。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する養育・支援実施状況の記録については統一した様式で、標準化されている。また、ICT化を推進し、パソコンのネットワークシステムを構築して、職員間で情報を共有化できる</p>		

体制を整備している。		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>記録管理について保管・保存・廃棄に関する規程を定め、厳重に管理するとともに、記録の個人情報保護の取り扱い等、養育ハンドブックの中で明記し、各種会議や研修等を通じて、職員の個人情報保護に関する意識を高めている。</p>		

内容評価基準（22項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>月例の全体会議では、倫理綱領と適切な関わりのためのチェックポイントを読み合わせ、職員の専門職としての価値観や行動指針を向上させるよう意識づけを行っている。会議では、子どもの姿や心情面についての内容を取り上げ、職員間で意見交換や検討を行い、子どもの権利を保障するための取り組みを行っている。また、権利擁護に関するマニュアルの充実化についても検討している。</p>		
A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームでは、独自に被措置児童虐待防止マニュアルを作成し、会議で読み合わせることで、不適切なかかわりの防止方法を理解し、虐待防止意識を高めている。また、小規模グループケアを採用</p>		

しているが、担当職員が心理的負担を抱えることがないように、職員間で情報共有を行い、ヒヤリハット・インシデントアクシデントデータシートを活用して、毎日の申し送りやグループ会議等で不適切なかかわりを防止するよう取り組んでいる。また、必要に応じて心理士によるアドバイスも受けている。

A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A—2—（1）養育・支援の基本		
A③	A—2—（1）—① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちは月齢や年齢に応じて小さなグループに分かれ、一貫した担当養育制度を取っているため、日常的に特定の大人と関わり、信頼できる大人との愛着関係を築くことができている。やむおえず、保育士の変更がある場合には引継ぎを丁寧に行っている。職員は、子どもたちの気持ちに寄り添うため、ライフヒストリーや3つの家のツールを用いて子どもたちの気持ちを聞き取り、個別対応の時間を作っている。特に、子どもたちが不安を感じている場合には、安心感を与える対応に努めているが、その際には、フリーの保育士が補助に入り、同じグループの他の子どもに影響がないよう保育等のフォロー体制ができている。</p>		
A④	A—2—（1）—② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前に子どものアセスメントを行い、職員配置を決定し、子どもたちが安心して過ごせるように心配りしている。また、小規模拠点では、家庭的な環境で、担当保育士とフリー保育士が子どもたちと過ごし、個別性に合わせた対応を行うとともに、衣類棚や玩具棚などに個別に名前を付ける等、子どもたちが自分のものと意識できるよう配慮している。当施設は自然豊かな環境にあり、戸外遊びや畑での野菜育て等の体験を行ったり、現在はコロナ禍の状況にあり、制限はあるが、他施設との交流や買い物へ出かける等の社会性を育てる機会づくりに努めている。さらに、障がいを持つ子どもたちに対しては、リハビリ職の助言指導を受け、職員間で連携して支援している。</p>		
A—2—（2）食生活		
A⑤	A—2—（2）—① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもそれぞれのリズムに合わせた自立授乳を基本としているが、子どもの機嫌、体温等の体調面、体重の増加などを把握し、ミルクの量や時間を調整している。調乳の際には、衛生管理に十分</p>		

<p>注意し、マニュアルに基づき行っている。また、授乳の際には、保育士は乳幼児を抱いて、目を合わせて優しく話しかける等スキンシップを大切にしている。</p>		
A⑥	A—2—(2)—② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの月齢や発達状況に応じて、栄養士と相談しながら離乳食の開始時期を検討している。初めて食べる食材については、アレルギーの有無や配慮すべき点を調理員と共有しながら、慎重に対応している。また、既に離乳食を開始している子どもについては、家庭での食事状況を考慮しながら、日常的な食事の様子を観察し、咀嚼ができなかったり、味に抵抗を示したりする場合は、栄養士・調理員と情報共有し、その子に合った食事形態に変更したり、咀嚼機能を促したりするよう配慮している。食事中に座って食べられない場合は、保育士が介助して、ゆっくりと食事ができるようにする等、職員全員が協力し、子ども一人ひとりに合わせた支援に努めている。</p>		
A⑦	A—2—(2)—③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが正しい姿勢を保って食事ができるよう、職員は椅子の高さを調整するためのクッションなどを作ったり、椅子に子ども一人ひとりの目印キャラクターシールを貼り、子どもが椅子に愛着を持ち、自主的に座って食事を楽しめるよう工夫している。行事食などの特別なメニューの時には、それに合わせた柄のプレートやトレイを用意したり、リクエストに応えたメニューを取り入れる等している。職員は、嗜好調査や子どもの日頃の食事の状態を把握し、食材の形状を工夫したり、手づかみ食べができるように工夫している。また、栄養士が食材の壁面掲示を作成するなどしている。さらに、キャンプを通して、屋外で子どもが調理したり、大人が調理する場面を見る中で、魚や野菜などの食事をおいしく食べられるよう工夫している。これらの取り組みを通して、子どもの食に対する興味や関心を高めている。</p>		
A⑧	A—2—(2)—④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>栄養士は子どもの月齢及び発育・発達状態に合わせた献立を立て、保育士は子どもの状態や実際の食事摂取量を把握し、栄養士と調理師が連携しながら、子どもそれぞれに合わせた食の工夫をしている。子どもの体調不良時は保育士と調理師で情報共有し、消化の良い食べ物を提供している。また、子どもが初めて食べる食材は、調理員が職員に伝えるなどして食物アレルギーに配慮している。食物アレルギーのある子どもには、除去食など個別に対応するとともに、誤食がないよう食器にテープを貼るなど配慮している。また、敷地内の畑では、季節に合わせて子どもと野菜を育て収穫し、日中の活動で子どもと一緒におやつ作りなどの食材に取り入れる等して、子どもの食に対する興味や関心を高めている。</p>		
<p>A—2—(3) 日常生活等の支援</p>		

A⑨	A—2—(3)—① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類や寝具を管理する担当者は、定期的に衣類を整理し、気候や子どもたちの発達に合わせて適切な衣服を用意・管理している。衣服は吸湿性・通気性に優れ、柔らかく肌触りが良く、子どもたちが着脱しやすく、活動しやすいものを選んでいいる。また、肌が敏感な子どもたちには、綿素材や裏起毛のない衣服を選んでいいる。衣服は個別に収納され、子どもたちが自分で好きな衣服を選択できるように工夫されている。さらに、子どもたちが自分で好みを表現できる場合には、服を買う際にリクエストを聞いて、子どもたちに選んでもらっている。衣服は毎月、整理して、適切に管理している。</p>		
A⑩	A—2—(3)—② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちは職員の詰所から見守ることができる3階の寝室で就寝し、保育士による見守りの下、快適な環境で睡眠をとれるようにしている。部屋には温度計や湿度計があり、エアコンや加湿器・除湿器を使用して、室内環境を調整している。また、寝具は月齢に合わせて準備し、清潔に保つようにしている。就寝時は呼吸チェックを行い、日中は適切なリズムで生活できるように工夫し、入眠前には絵本の読み聞かせも行い、安心して眠れるよう配慮している。</p>		
A⑪	A—2—(3)—③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>入浴・沐浴は毎日行っており、基本的には夕方以降に保育士と一緒に入浴し、保育士とのふれあいを通じて楽しく心地よく過ごす機会となっている。また、入浴は子どもの身体観察の機会となっており、必要に応じて受診などにつなげている。皮膚トラブルがある子どもには、個々に合わせた保湿剤などが準備され、入浴後に塗布して、スキンケアを行っている。子どもの体調不良や行事等の予定がある時は、入浴時間を早めたり、職員が着衣で入浴介助する時もあるとのことであり、子どもにとって入浴時間が常に快適な時間となるよう、支援方法の工夫については課題があると考えられる。</p>		
A⑫	A—2—(3)—④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士は、子どもたちの排せつ状況を把握し、トイレトレーニングを通じて、子どもたちが自信を持ち、排せつに関する意欲や自立心を高める取り組みを行っている。トイレトレーニングは、子どもの発達や気持ちに合わせて個別に行われ、男児用トイレも設置されている。また、子どもたちがトイレに集中できるよう天井や壁面に子どもたちが好きな飾りを作成し、月齢に合わせた楽しい絵本等を用いて子どもたちの排せつ等の意識を高めるよう工夫したり、性教育(プライベートゾーン等)やプライバシー保護についても話し合っている。</p>		

A⑬	A—2—(3)—⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士たちは定期的にグループ会議を開き、子どもたちの興味を引く遊びや発達を促す遊びについて話し合い、日々の保育活動に取り入れている。子どもたちが自主的に玩具を出し入れできるよう、担当保育士は子どもたちの興味や発達に合わせて絵本や玩具を入れ替え、玩具は名前がついた棚に保管して、子どもたちが「自分のもの」と認識できるようにしている。また、コロナ禍により外出機会が減少しているが、敷地内の畑や遊具、広場などを活用して、子どもたちが外で遊べるように工夫している。</p>		
A—2—(4) 健康		
A⑭	A—2—(4)—① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>1日に3回以上(起床時、入浴前、就寝前など)体温を測定し、管理しており、もし、子どもに気になる様子がある場合は、他の職員と共有して申し送りをし、早期に体調の変化を発見できるようにしている。体調不良がある場合は、看護師や嘱託医の指示に従って対応し、必要に応じて専門科の医療機関を受診している。また、子どもの体調については、保護者の状況に合わせて随時報告の連絡をし、保護者との共有に努めている。さらに、協力医療機関とは、外来受診、往診、電話、ファックスなどで対応する等、嘱託医と密に連携を取る体制を整えている。</p>		
A⑮	A—2—(4)—② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>重症化しやすい子どもについては、受診の目安を書面にまとめ、全職員で情報共有し、嘱託医と連携を取りながら、適切な医療機関につなげるよう対応している。また、薬の管理については、内服・外用薬に関して与薬表を作成し、看護師を中心に在庫確認を行い、投薬については複数人で確認する体制を取り、誤与薬防止の徹底を図っている。さらに、発育・健康面で気になる子については、市の保健師や専門機関に相談し、必要に応じて療育が受けられるよう、連携体制を構築している。</p>		
A—2—(5) 心理的ケア		
A⑯	A—2—(5)—① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>カンファレンスやミニ会議等において、心理職も参加し、子どもの問題行動について分析し、心理面に関する助言をもとに対処方法を話し合い、子どもに応じた支援を行っている。幼稚園児に対しては毎週プレイセラピーを行い、定期的に支援内容について振り返っている。また、かかわりの難しい保護者の面会にも心理職が同席する等し、保護者支援に共同で取り組んでいる。乳幼児の生</p>		

<p>活場面に問題がある場合は、記録等の情報をもとに心理的な判断を受け、支援方法の変更や改善につなげている。</p>		
<p>A—2—（6）親子関係の再構築支援等</p>		
A⑰	<p>A—2—（6）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>家庭支援専門相談員は、保護者との良好な関係を築き、親子関係の構築や家族の再統合、そして家庭復帰を目指した家族支援を行っている。子ども相談センターとの連携による保護者面談や、施設のイベントへの参加を促し、おたよりや交換ノートを通じて子どもの近況報告も行っている。職員は、家族の不安や心理的な課題に寄り添い、保護者が養育スキルを身につけられるよう、具体的な指導や助言を行い、毎月の家庭支援会議では、保護者の意向を尊重し、支援を検討している。こうした取り組みを通じて、保護者との関係づくりを大切にしている。</p>		
A⑱	<p>A—2—（6）—② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>定期的に子ども相談センター等の関係機関と連携し、家庭支援目標を設定して家庭支援会議を開催し、家庭支援プログラムを作成している。また、職員は沐浴、食事づくり、遊び等を共有する場を持ち、保護者と共に実践することで、親子関係再構築の支援を行っている。さらに、市町村、病院、施設等、関係機関と連携して保護者の課題に具体的な支援を行っている。</p>		
<p>A—2—（7）養育・支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑲	<p>A—2—（7）—① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>子どもたちが退所後に安定した生活を送るために、子ども相談センターや関係機関と協力し、退所前に子どもの移行先を確認するとともに、家庭引き取りについては「慣らし期間」を設け、子どもの様子等、情報共有しながら丁寧に支援を行っている。退所後も、相談窓口を設けるとともに、誕生日や入学、卒業時にはお祝いのカードを送る等して、継続した子どもや家庭への支援に取り組んでいる。</p>		
<p>A—2—（8）継続的な里親支援の体制整備</p>		
A⑳	<p>A—2—（8）—① 継続的な里親支援の体制を整備している。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>継続的な里親支援を行うため、里親支援専門相談員を配置し、子ども相談センターやフォスタリング機関と協力しながら、里親家庭への訪問や電話相談、レスパイトの受け入れ等の家庭支援を行っている。また、里親向けの講座や実習を行うとともに、里親委託交流計画の作成等、地域の里親支援にも取り組んでいる。</p>		

A—2—（9）一時保護委託への対応		
A⑳	A—2—（9）—① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>一時保護委託を受けた場合、子ども相談センターと連携して情報収集、アセスメントを行い、体調や食事、睡眠等を観察し、感染症やアレルギーなどへの配慮に努めている。受け入れ体制は基本的に整っているが、定員に達していたり、感染症などで受け入れが困難な場合がある。受け入れマニュアルの整備については途上の段階であり、今後の課題である。</p>		
A㉒	A—2—（9）—② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>緊急の一時保護が必要な場合、子どもの情報がほとんどなくても、子どもの安全を確保するために受け入れ、入所時の健康診断や関係機関への連絡等の観察を強化している。また、観察は体調だけでなく、メンタル面についても行い、ファミリーソーシャルワーカーと心理士がアセスメントを実施し、ニーズを把握している。さらに、職員の勤務調整を行い、関わる人を固定することで、子どもたちが安心して過ごせるようにしている。子ども相談センターとも情報を共有し、適切に対応している。</p>		